

離婚協議書

〇〇〇〇（以下甲という）と△△△△（以下乙という）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意する。

第1条（離婚の合意）

甲及び乙は、本日、協議離婚すること及び乙がその届出を速やかに行うことを合意する。

第2条（親権）

甲乙間の長男□□（□年□月□日生）、二男××（×年×月×日生）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

第3条（養育費）

- 1 甲は乙に対し、前記子らの養育費として、〇年〇月から満20歳に達する月まで、1人につき1か月〇万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日限り乙が指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 前記子らが大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合、前項の養育費の支払いは、前記子らが大学等を卒業する月まで行うものとする。
- 3 当事者双方は、前記子の病気、進学等の特別の費用の負担については、別途協議するものとする。

第4条（面会交流）

- 1 乙は、甲が前記子らと月1回程度、面会交流することを認める。
- 2 面会交流の具体的な日時、場所及び方法については、前記子らの福祉に配慮して、甲及び乙が協議して定める。

第5条（財産分与）

- 1 乙は、下記不動産（以下「本件不動産」という。）に関する住宅ローン（以下「本件住宅ローン」という。）及び公租公課（固定資産税）について、これを責任をもって支払う。

記

① 土地の表示

所 在 福岡市〇×丁目
地 番 〇番×
地 目 〇地
地 積 〇㎡

② 建物の表示

所 在 福岡市〇×丁目△番地□
家屋番号 〇番×
種 類 居宅
構 造 〇

床面積 ○㎡、2階○㎡

- 2 甲は、乙が本件住宅ローンを完済したときは、その完済の日以降速やかに、乙に対し、財産分与として、本件不動産を譲渡することとし、同不動産について乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記を行う。ただし、登記手続費用は乙の負担とする。
- 3 甲は乙に対し、乙が本件不動産を無償で使用することを認める。ただし、乙は、甲に対し、本件住宅ローンの支払及び公租公課の支払いをそれぞれ2回以上遅滞したときは、直ちに本件不動産から退去し、これを明け渡すものとする。

第6条（年金分割）

甲は乙に対し、甲乙の婚姻期間中における双方の年金分割の割合を0.5とすることに合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

第7条（清算条項）

甲及び乙は、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、相互に何らの財産上の請求をしないことを約する。

第8条（公正証書）

甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上の合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

○年○月○日

（甲）住所

氏名

印

（乙）住所

氏名

印

※離婚協議書（自宅の財産分与1）をご使用される場合の注意点

デイライト法律事務所の離婚事件チームは離婚問題に注力していることから、財産分与が問題となる離婚協議書に関して、多くのご相談が寄せられており、ホームページ上で書式を公開しています。

これらはすべて無料でダウンロードが可能ですので、ぜひご利用ください。ただし、書式の使用は、離婚問題に苦しむ当事者の方と弁護士のみとさせていただきます。

その他の場合、非弁行為（弁護士法違反）等、法令に違反する可能性があるため使用は認められていません。

書式はあくまでサンプルです。個々のケースによって、最適な記載の内容は異なりますので、より詳しくは専門家にご相談ください。

特に、自宅の財産分与が問題となる事案では、住宅ローンの返済義務をどうするかが問題となります。また、住宅ローンが残っている事案では、完済前の移転登記について、金融機関が応じてくれない可能性があるため、所有権の移転時期等をどうするかも検討しなければなりません。さらに、住宅ローンの返済が滞る場合も想定されるため、後々のトラブルを回避する方法を検討すべきです。そのため、協議書作成の前に、財産分与に詳しい専門家へのご相談をお勧めします。

【協議書診断サービス】

当事務所では、自分で作成した離婚協議書をチェックしてほしいというようご相談も受け付けています。近くに専門家がない遠方の方などは、LINEなどを利用したオンライン相談も可能です。離婚協議書の診断サービスについて、詳しくはこちら

<https://www.daylight-law.jp/divorce/kyogisho/> のページを御覧ください。

※書式については、その妥当性等を保証するものではありません。

ご相談の流れはこちら <https://www.daylight-law.jp/divorce/105/> から。



弁護士法人 デイライト法律事務所
DAYLIGHT LAW FIRM